

奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年2月17日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第6号

奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程
(奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程(令和7年3月企業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第10項中「第9項」を「前項」に改める。

第6条第2項中「。以下「育児休業法」という。」を削る。

第11条第1項第2号中「37,500円」を「45,700円」に改める。

第14条第1項中「条例第11条」を「条例第12条」に改め、同条第7項中「巡回監視又は応急作業の」を「次の各号に掲げる」に、「730円」を「当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 巡回監視の業務 730円

(2) 応急作業の業務 1,080円

第16条第3項中「から第4項まで」を「若しくは第3項」に改める。

第17条第1項第1号ア中「第20条第3項」を「前条第3項」に改め、同号中「第4項並びに」を削る。

第21条第1号中「4,400円」を「4,700円」に改め、同条第2号中「6,100円」を「6,400円」に改める。

第23条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

附則第6項中「第5項」を「前項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(管理職員特別勤務手当に関する特例)

11 当分の間、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定に基づき、派遣された職員のうち、別表第3に規定する職を占める職員以外の職員で、当該職員の派遣をした普通地方公共団体で管理職手当の支給を受けている職員は、同表に規定する3種市町村事務所次長の職に

相当する職を占める職員とみなし、第 2 2 条の規定を適用する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		

	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
定年前再 任用 短時間勤 務職員以 外の職員	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					

	87	266,500	306,100	356,100						
	88	266,800	306,400	356,500						
	89	267,100	306,700	356,700						
	90	267,400	307,000	357,100						
	91	267,700	307,300	357,500						
	92	268,000	307,600	357,900						
	93	268,300	307,800	358,100						
	94		308,000	358,400						
	95		308,300	358,800						
	96		308,700	359,100						
	97		308,900	359,400						
	98		309,200	359,800						
	99		309,500	360,200						
	100		309,900	360,600						
	101		310,100	361,100						
	102		310,400	361,500						
	103		310,700	361,900						
	104		311,000	362,300						
	105		311,200	362,800						
	106		311,500	363,200						
	107		311,800	363,500						
	108		312,100	363,800						
	109		312,300	364,200						
	110		312,600							
	111		313,000							
	112		313,300							
	113		313,500							
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

第2条 奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「45,700円」を「65,500円」に、「3,000円」を「5,000円」に改める。

第23条第1項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」改め、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第9条関係）

区分	支給地域	支給割合
1級地	奈良市 大和郡山市 天理市	100分の6.4
2級地	1級地以外の県内の地域	100分の5.4

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

（奈良県広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部改正）

第3条 奈良県広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程（令和7年3月企業管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第9条中「37,500円」を「45,700円」に改める。

第15条第3項中「第16条第3項」を「次条第3項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

自動車の片道の使用距離	支給額
4キロメートル未満	3,100円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,900円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,500円
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,500円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,500円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,500円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,600円

16キロメートル以上18キロメートル未満	10,800円
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,000円
20キロメートル以上22キロメートル未満	13,200円
22キロメートル以上24キロメートル未満	14,300円
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,400円
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,500円
28キロメートル以上30キロメートル未満	17,600円
30キロメートル以上32キロメートル未満	18,800円
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,000円
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,200円
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,400円
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,600円
40キロメートル以上42キロメートル未満	25,000円
42キロメートル以上44キロメートル未満	26,400円
44キロメートル以上46キロメートル未満	27,800円
46キロメートル以上48キロメートル未満	29,200円
48キロメートル以上50キロメートル未満	30,600円
50キロメートル以上52キロメートル未満	32,000円
52キロメートル以上54キロメートル未満	33,100円
54キロメートル以上56キロメートル未満	34,200円
56キロメートル以上58キロメートル未満	35,300円
58キロメートル以上60キロメートル未満	36,400円
60キロメートル以上62キロメートル未満	37,500円
62キロメートル以上64キロメートル未満	39,100円
64キロメートル以上66キロメートル未満	40,700円
66キロメートル以上68キロメートル未満	42,300円
68キロメートル以上70キロメートル未満	43,900円
70キロメートル以上	45,700円

第4条 奈良県広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部を次のように改正する。

第9条中「45,700円を」を「65,500円」に改める。

第10条第3項中「3,000円」を「5,000円」に、「料金の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り

捨てた額)」を「料金に相当する額」に改める。

別表第1中

70キロメートル以上	45,700円	を
70キロメートル以上72キロメートル未満	45,700円	に
72キロメートル以上74キロメートル未満	46,700円	
74キロメートル以上76キロメートル未満	47,700円	
76キロメートル以上78キロメートル未満	48,700円	
78キロメートル以上80キロメートル未満	49,700円	
80キロメートル以上82キロメートル未満	50,700円	
82キロメートル以上84キロメートル未満	52,200円	
84キロメートル以上86キロメートル未満	53,700円	
86キロメートル以上88キロメートル未満	55,200円	
88キロメートル以上90キロメートル未満	56,700円	
90キロメートル以上92キロメートル未満	58,200円	
92キロメートル以上94キロメートル未満	59,700円	
94キロメートル以上96キロメートル未満	61,200円	
96キロメートル以上98キロメートル未満	62,700円	
98キロメートル以上100キロメートル未満	64,200円	
100キロメートル以上	65,500円	

改める。

(奈良県広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正)

第5条 奈良県広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(令和7年3月企業管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「企業管理規程第32号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、「同項」を「同条」に改める。

第13条中「奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例」を「給与条例」に、「同項」を「同条」に改める。

第17条第2項第5号中「奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例(令和7年2月条例第32号。以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に改め、同項第7号中「。以下「補償法」という。」を削り、「若しくは疾病(」を「若しくは疾病又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

第19条第1項第1号ア中「100分の113」を「100分の115.5」に、「100分の205」を「100分の207.5」に、「100分の133」を「100分の135.5」に、「100分の245」を「100分の247.5」に改め、同号イ中「100分の103.5」を「100分の106」に、「100分の113」を「100分の115.5」に、「100分の123.5」を「100分の126」に、「100分の133」を「100分の135.5」に改め、同号ウ中「100分の103.5」を「100分の106」に、「100分の123.5」を「100分の126」に改め、同項第2号中「100分の103.5」を「100分の106」に、「100分の123.5」を「100分の126」に改め、同項第3号中「100分の97.5」を「100分の100」に、「100分の117.5」を「100分の120」に改め、同項第4号ア中「100分の87.5」を「100分の90」に、「100分の187.5」を「100分の190」に改め、同号イ中「100分の86」を「100分の88.5」に改め、同項第5号中「100分の86」を「100分の88.5」に改め、同項第6号中「100分の80」を「100分の82.5」に改め、同条第6項第1号及び第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改め、同項第3号中「100分の48」を「100分の50.5」に、「100分の57」を「100分の59.5」に改める。

第6条 奈良県広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号ア中「100分の115.5」を「100分の114.25」に、「100分の207.5」を「100分の206.25」に、「100分の135.5」を「100分の134.25」に、「100分の247.5」を「100分の246.25」に改め、同号イ中「100分の106」を「100分の104.75」に、「100分の115.5」を「100分の114.25」に、「100分の126」を「100分の124.75」に、「100分の135.5」を「100分の134.25」に改め、同号ウ中「100分の106」を「100分の104.75」に、「100分の126」を「100分の124.75」に改め、同項第2号中「100分の106」を「100分の104.75」に、「100分の126」を「100分の124.75」に改め、同項第3号中「100分の100」を「100分の98.75」に、「100分の120」を「100分の118.75」に改め、同項第4号ア中「100分の90」を「100分の88

． 75」に、「100分の190」を「100分の188.75」に改め、同号イ中「100分の88.5」を「100分の87.25」に改め、同項第5号中「100分の88.5」を「100分の87.25」に改め、同項第6号中「100分の82.5」を「100分の81.25」に改め、同条第6項第1号及び第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改め、同項第3号中「100分の50.5」を「100分の49.25」に、「100分の59.5」を「100分の58.25」に改める。

(奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第7条 奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与に関する規程（令和7年3月企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「第4項」を「前項」に改める。

第12条第3項第1号中「第32条第1項」を「第34条第1項」に改める。

第16条第2項第3号中「（昭和27年法律第289号）」を削る。

第17条第1項第1号及び第2号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第3号中「100分の97.5」を「100分の100」に改める。

第23条第2項第4号中「（昭和27年法律第289号）」を削る。

第29条中「第1項及び第5項」を削り、同条後段を削る。

別表第2中「185,700円」を「198,200円」に、「199,000円」を「211,500円」に改める。

第8条 奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号及び第2号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第3号中「100分の100」を「100分の98.75」に改める。

別表第2中「194,100円」を「206,900円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条中奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与に関する規程第17条第1項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定（第23条第1項及び第2項の規定を除く。）、第3条の規定による改正後の奈良県広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程（以下「改正後の通勤手当規程」という。）の規定、第7条の規定による改正後の奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与に関する規程（以下「改正後の会計年度任用職員給与規程（第7条関係）」という。）の規定（第17条第1項の規定を除く。） 令和7年4月1日

(2) 第8条の規定による改正後の奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与に関する規程（以下「改正後の会計年度任用職員給与規程（第8条関係）」という。）別表第2の規定 令和7年11月16日

(3) 改正後の給与規程第23条第1項及び第2項の規定、第5条の規定による改正後の奈良県広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「改正後の期末手当及び勤勉手当規程」という。）、改正後の会計年度任用職員給与規程（第7条関係）第17条第1項の規定 令和7年12月1日

（給与の内払）

3 改正後の給与規程、改正後の通勤手当規程、改正後の期末手当及び勤勉手当規程、改正後の会計年度任用職員給与規程（第7条関係）又は改正後の会計年度任用職員給与規程（第8条関係）別表第2の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程、第3条の規定による改正前の奈良県広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程、第5条の規定による改正前の奈良県広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程、第7条の規定による改正前の奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与に関する規程、第8条の規定による改正前の奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与に関する規程別表第2の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程、改正後の通勤手当規程、改正後の期末手当及び勤勉手当規程、改正後の会計年度任用職員給与規程（第7条関係）又は改正後の会計年度任用職員給与規程（第8条関係）別表第2の規定による給与の内払とみなす。